

## 指導の目標

・多重債務によって返済能力を超え、生活破綻した場合の対処法としての自己破産について、正確な知識をもつことを目標とします。

## 指導の進め方

・自己破産の急増などの新聞記事を利用したり、破産申立件数のデータを調べるなど実証的に学習させることが望まれます。申立書などは裁判所や日弁連のHPなどから入手できます。

## ●留意点●

自己破産を暗いイメージだけでとらえることなく、生活再建に向けた再出発（フレッシュスタート）として前向きに考えることが大切でしょう。

## 事項の解説

### ① 自己破産の考え方

自分の今ある財産や、今後の収入を考えても払えそうもないほどの負債を抱え、家計が破綻した状況では、自己破産の申立を検討すべきでしょう。

裁判所が申立人の債務状況を確認し、収入状況・生活状況を勘案して破綻状態を認めると破産手続開始決定がなされます。それだけでは債務はなくなりませんが、破産手続開始決定が出たあと、ギャンブルによる借金がほとんどであるような免責不許可事由がなければ、裁判所は免責許可の決定を出し、それまでの債務は全くなりません。

そこで、このような利益を得て、債務から解放されるように自ら裁判所に自分を破産者としてほしいと申し立てることを自己破産の申立といい、多重債務で苦しむ人たちはこの方法でずいぶん救われています。

### ② 破産のデメリット

破産者になるとどのような不利益があるのでしょうか。破産者になると、①弁護士・公認会計士などになることはできません。②後见人・遺言執行者などになることはできません。③破産者に不動産などのめぼしい資産があるときには、破産手続開始決定と同時に破産管財人が選任され、この財産を管理し処分し（開始決定後に取得した財産は、自分で自由に管理処分できます）、債権者に弁済・配当したりしますが、この場合には、破産者は、裁判所の許可を得ないと居住地を変えることができず、また、郵便物は管財人のところに配達されます。

一方、法的には、破産者になったからといってそれだけで会社を辞めなくてもよいし、戸籍にものりませんし、財産取り引きを制限される制限行為能力者にもなりません。選挙権・被選挙権も失わないし、親兄弟・子どもにも何も影響がないのです。さらに、以上の不利益は、破産手続開始決定ののちに行う免責許可決定を受けると、復権してなくなります。

自己破産は、最後の救済方法ですが、本当に必要とされる場合には、ためらわずに、弁護士や司法書士に相談することが大切でしょう。

なお、破産手続開始決定は「官報」に公告されます。公告の内容は、住所・氏名、破産手続開始決定をした年月日と裁判所名などです。

▼現金99万円までと、生活に必要な動産（衣服、寝具、家具、台所用品、量・建具、一部電化製品ほか）、年金や生活保護の受給権などは、引続き保有することができます。

### ③ 個人信用情報機関への登録

自己破産は事故情報（ネガティブ情報）の記録として、個人信用情報機関に登録されません。個人信用情報機関は銀行、クレジット会社、消費者金融会社などの業態ごとに別の機関が設立されていて、それぞれ自己破産の情報を5年間から10年間、登録しています。自己破産などの事故情報は、多重債務や悪用を防止するために、これらの機関の間で共有されています。

### ④ 免責の不許可事由

破産法では次の場合に免責を許可しないものとしています。

- ① 破産財団（破産者が破産宣告時にもっていた財産）を隠したり、壊したり、債権者に不利益に処分をしたような場合。
- ② 浪費やギャンブルなどによって著しく財産を減少させたり、過大な債務を負担したような場合。
- ③ クレジットカードで商品を購入し、すぐに安い値段で転売したり、質入して現金を取得したような場合。
- ④ 破産手続開始の申立の日の1年前から破産手続開始決定の日までの間に返済不能の状態であるにもかかわらず、そういう状態でないかのように詐術を使って債権者を信用させて金銭を借り入れたような場合。
- ⑤ 虚偽の債権者名簿を裁判所に提出したり、裁判所に財産状態について虚偽の陳述をしたような場合。
- ⑥ 免責の申立前7年以内に免責を得たことがある場合。
- ⑦ 破産法の定める破産者の義務に違反した場合。

しかし、破産法に定める上記のような不許可事由があっても、破産者が生活を立て直し、まじめに取り組んでいるなど、破産者に同情の余地がある場合には、裁判官の裁量で免責許可決定がされる場合もあります。実際に、免責申立をした破産者の90%以上が免責許可決定を受けています。

### ⑤ クレジットカウンセリング

破産申立人に対するクレジットカウンセリングを義務づける破産法がアメリカで2005年に成立しました。クレジットカウンセリングというのは、債務者の生活再建に向けて、専門のカウンセラーが精神的な安定を与えたり、家計運営上のアドバイスをしながら、収入に見合った返済計画を立てていく作業です。アメリカで発達し、カナダなどでも採用されています。

日本でも、弁護士と消費生活アドバイザー等が協力して債務者のカウンセリングにあたる、日本クレジットカウンセリング協会が1986年に設立されました。現在、全国21箇所（仙台、福島、前橋、さいたま、東京、横浜、新潟、金沢、長野、静岡、名古屋、岐阜、大阪、三重、広島、高松、松山、福岡、熊本、宮崎、沖縄）に相談窓口が開設されています。